

博士論文 概要書

多極競合的人権理論の可能性

—「自己決定権」批判の理論として—

The Possibility of Multilateral-Contestatory Human Rights Theory

—As a Critical Theory on a Right to Self-Determination—

早稲田大学大学院社会科学研究科

政策科学論専攻現代人権論研究

平岡章夫

近年、女性の「性と生殖における自由」や医療現場における「インフォームド・コンセント」の確立を求める動きなどが進行する中で、こうした要求を正当化する概念として「自己決定権」が注目されるようになってきた。しかし一方では、同じ「自己決定権」に基づいて、女性の「自由意志」に基づく売買春や、安楽死の法制化、代理出産・出生前診断に基づく選択的妊娠中絶を擁護する風潮も出現した。すなわち、社会的弱者の地位向上に役立つと期待されていた「自己決定権」が、むしろ逆の機能を果たす場面が出てきたのである。

「自己決定権」という概念がはらむこうしたジレンマについては、哲学や社会学の分野を中心に多くの論者が議論を行なっている。しかし、その多くは部分的・断片的な考察にとどまり、総合的な疑問点を提示したものは意外に少ない。筆者はこうした現状認識を前提に、「自己決定権」という概念の正当性・必要性を根本的に疑う立場から考察を進めてきた。具体的には、「自己決定権」の名の下に行なわれている様々な主張のうち、あるものは他の概念（権力の平等・多様性・表現の自由・民主主義など）から正当化可能であり、他のものはむしろ危険性の方が大きいという点を修士論文及びその後の研究で指摘してきた。その問題意識は、日本国内で行われてきた具体的な社会問題をめぐる論点を想定し、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築することであった。

一方、人権理論と密接に関係する学問分野として政治哲学がある。近年の政治哲学をめぐる論争は、ジョン・ロールズやロナルド・ドゥオーキンらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」を一つの座標軸として展開されてきた。「個人主義的リベラリズム」に対立する形で唱えられてきたのが、ロバート・ノージックらの「リバタリアニズム（自由至上主義）」、マイケル・サンデルやマイケル・ウォルツァーらの「コミュニタリアニズム（共同体主義）」、シャンタル・ムフやアイリス・ヤング、ダグラス・ラミスらの「ラディカル・デモクラシー」、フィリップ・ペティトらの「リパブリカニズム（共和主義）」といった立場である。これらの立場それぞれの中でも、ニュアンスを異にする様々な議論が並立し、百家争鳴の論争が展開されてきた。

筆者は、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築する上で、上記のような政治哲学における論争を参照することは有益であると考えた。その上で、第二次大戦後のアメリカにおけるロバート・ダールやウィリアム・コーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」をある程度継承する立場に立ちつつ、「ラディカル・デモクラシー」や「リパブリカニズム」に分類される論者の議論を参考に、少数派やノン・エリートの権利に配慮する視点を取り入れ、新しい人権理論として「多極競合的 (multilateral-contestatory) 人権理論」の可能性を提示する。「多極競合的人権理論」の定義は、「政治的關係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的關係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限り平等化することを目指す理論」というものである。

この考え方は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」（安楽死・代理出産・学校選択制など）を擁護する傾向の

ある「リバタリアニズム」「個人主義的リベラリズム」と対立する。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、社会内での権力関係平等化のために集団・カテゴリー間の競合（contestation）が行われることを理想とするものであり、その点で「コミュニタリアニズム」とも性質を異にしている。また、政治的には「異議申し立て」の意義を「合意への参加」よりも重視する点で、静的な討議の結果として合意が得られることを重視する、「リパブリカニズム」の一部の議論とも距離をおく考え方である。またこの理論は、社会内における「多極性」維持のため、国家によるパターナリズムに基づく介入の必要性をある程度認める立場をとり、その点でも「自己決定権」論と対立する。

本論文では、第1章において、近年の政治哲学・人権理論における、「多元性」「多元主義」をめぐる議論の多義性・複雑さについて概観し、「多極競合的人権理論」の概要について大まかな見取り図を提示する。第2章では、「自己決定権」批判と「多極競合的人権理論」の接合可能性について、より踏み込んだ考察を行う。第3章では、「自己決定権」論がはらんでいる基本的な問題点を、「平等な選択の自由」という概念を導入することによって提示する。

第4章～第8章では、「多極競合的人権理論」を採用した場合に、「自己決定権」が問題となる社会的論点についてどのような分析が可能となるかを提示する。第4章では、個人による自発的な「危険な行為」への従事を「自己決定権」の行使として承認することが、現実には社会的に劣位の集団・カテゴリーに属する人々に危険負担を集中させる可能性があることを指摘し、「多極競合的人権理論」の観点からは、国家によるパターナリズムに基づく介入を否定できないことを示す。第5章・第6章では、「危険な行為」の範疇に属するものとして、「死ぬ権利」の行使（第5章）・代理出産契約（第6章）の孕む問題点について分析し、いずれについても批判的な結論を導く。第7章では、学校教育のあり方を論じる場面での「自己決定権」論について、それが生徒による自主的な学校改革の芽を摘むものであり、「多極競合的人権理論」に基づく「民主主義の学校」理念の導入こそが求められていることを論じる。第8章では、自主的な学校改革を求める運動としての「反管理教育運動」について、具体的な事例研究を行う。そして「おわりに」では、一連の議論についてまとめを行い、「多極競合的人権理論」が前提とする国家観についても言及する。